

利用約款

四日市リバティーゴルフ倶楽部

〒512-1105 三重県四日市市水沢 1510

TEL.059-329-3109

第1条【目的・約款の適用】

本約款は、四日市リバティーゴルフ倶楽部(以下ゴルフ場)に於いて、施設利用者(以下利用者)及び施設就業者(以下従業員)が安全、且つ、充実した時間を過ごすことができるよう定められており、会員・非会員を問わず、これを確認し利用しなければならない。

第2条【利用契約の成立】

利用者が、ゴルフ場の定めたプレー日・スタート時間を、口頭・電話・インターネット何れかの手段で予約を完了し、且つ、ゴルフ場が承認した時点で利用契約が成立したものとする。

第3条【利用契約の解除、及び取り消し料】

利用者は、都合により予約を取り消す場合、プレー日を含む4日前までに、口頭・電話・インターネット何れかの手段により、その旨をゴルフ場に届け出ねばならない。やむを得ず上記日数内に予約の取り消しをする場合は、別に定めるところのキャンセルフィを支払うものとする。

第4条【利用料金】

ゴルフ場の定める施設利用料金等は、フロントカウンターへの掲示、並びにホームページへの掲載にて利用者これに知らせる。

第5条【休場日】

悪天候、及び災害などのやむを得ない事由のある場合、臨時に休場する場合がある。また、施設・コース修繕等により休場する場合は、施設内への掲示、並びにホームページへ掲載して知らせる。

第6条【開場時間】

プレー当日の開場時間は、トップスタートの45分前とする。

第7条【服装規定】

別紙に定める。

第8条【金銭その他の高価品】

金銭その他の高価品(以下貴重品)は、所定の貴重品ロッカーを利用することが出来る。また、フロントにて所定の封筒、若しくは用紙に記名の上、預けることが出来る。尚、ゴルフ場で預かった貴重品は、預かり証を持参し、且つ再度署名をし、本人と確認できた場合に限り返却するものとする。さらに、貴重品ロッカーを利用の場合で、ロッカー番号、若しくは暗証番号を失念した場合、原則として他の全てのお客様が退場後に解錠することとする。その際、中身の確認と身分証などの本人確認を行うものとする。

第9条【盗難】

ゴルフ場のロッカーなどの施設内の物品の盗難については、重大な過失のあった場合以外、ゴルフ場では一切の責任を負わないものとする。

第10条【駐車場】

駐車場内での盗難、若しくは事故に関して、重大な過失のあった場合以外は、ゴルフ場では一切の責任を負わないものとする。

第11条【持込み禁止品】

ゴルフ場の施設内へ下記の物の持ち込みを禁止する。

1. 動物、鳥類等のペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 銃砲刀剣類。
4. 火薬、揮発油等発火、爆発の恐れのあるもの。
5. 騒音を発するもの。
6. その他、他人に迷惑を及ぼす恐れのあるもの。

第12条【行為の禁止】

ゴルフ場の施設内では下記の行為を禁止する。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為。
2. 物品販売、宣伝広告等の行為。
3. 利用者以外のコース内への立ち入り(特に許可する場合を除く)。尚、特に許可した場合であっても、事故等に関して、重大な過失のあった場合以外、ゴルフ場では一切の責任を負わないものとする。
4. 他人に迷惑を及ぼす、又は不快感を与える行為。
5. 指定された場所以外での喫煙。
6. レストランでの携帯電話の使用。
7. 刺青をした方の浴場の利用。

第13条【プレー中のエチケット・マナーの遵守】

別紙に定める。

第14条【施設利用の拒絶】

ゴルフ場は、次の場合施設の利用並びに利用の継続を断ることが出来る。

1. 第7条の各事項に違反をし、その注意等についてこれを受入れないとき。
2. 第11条から第13条までの各禁止事項に違反をするか、又は注意等についてこれを受入れないとき。
3. 満場のためスタート時間に余裕の無いとき。
4. 利用者が暴力団の構成員、又は準構成員であると認められるとき。
5. 公の秩序、若しくは善良な風俗に反する行為をなした場合、又はなす恐れのあると認められたとき。
6. 技術が著しく未熟であって、他のプレーヤーに迷惑をかけたか、又はその恐れのあるとき。
7. その他、当ゴルフ場の施設を利用することが好ましくないと判断される事由のあるとき。

第15条【違背】

利用者がこの利用約款に違反して第三者に損害等の事故を発生させた場合、又は利用者本人が違反して傷害等の被害を受けても、ゴルフ場では一切の責任を負わないものとする。

第16条【損害賠償】

利用者の故意又は過失により、ゴルフ場の従業員又は施設に損害を与えた場合、損害賠償の請求をする。

第17条【宅配便の扱い】

ゴルフ場は、宅配便によるゴルフクラブ、バック類などの取次を行うが、取次中の物品の盗難、紛失、輸送遅延及びその他の損害等の責任を一切負わないものとする。

第18条【忘れ物・取得物の扱い】

ゴルフ場内での忘れ物及び取得物は、発見の日から起算して3ヶ月間保管する。期間経過後は任意で処分する。

利用約款別紙

四日市リバティーゴルフ倶楽部

〒512-1105 三重県四日市市水沢 1510

TEL.059-329-3109

第7条【服装規定】

ゴルフ場を利用しようとする者について、服装及びエチケットについて下記のとおり定める。

＜来場時及びクラブハウスでの規定＞

1. 利用者は、来場時に上着を着用又は携帯していること。
2. スパイク・サンダル(下駄を含む)・トレーニングウェア等での来場は認めない。
3. Tシャツの場合は必ず上着を着用すること。
4. フロントでの署名は必ずプレーヤー本人が行う。
5. クラブハウス内での大声は慎むこと。
6. レストランを利用する場合は、必ず脱帽すること。

＜プレー中の服装＞

7. 襟付のシャツを着用すること。
8. ジーンズ等の作業用ズボン、トレーニングウェアでのプレーは禁止する。
9. 半ズボン着用時は、必ずソックスを着用のこと。
10. シューズは、ソフトスパイク又はスパイクレスシューズとする。
11. その他、他のプレーヤーに不快を与える服装、及び行為を禁止する。

以上、利用者は各事項について遵守のこと。

第13条【プレー中のエチケット・マナーの遵守】

利用者は、コース内に於いて下記の各事項について遵守すること。

(危険防止)

ゴルフは、時により大変危険を伴う場合があるのでプレーヤーは、エチケット・マナーを守り、キャディのアドバイス如何に拘らず、全て自己責任でプレーすること。

(コース内での喫煙)

コース内での喫煙は、灰皿のある所定の場所を利用すること。

(ティイング・グラウンドでの素振りなど)

クラブの素振りは、ティーマーク内の打席で行い、打順プレーヤー以外は立ち入らないこと。

(電磁誘導式乗用ゴルフカートの利用基準)

1. 本基準の遵守

カートの操作者(以下運転者)及び当該カートの同乗者は、カート利用に際し、この利用基準を遵守する義務を負う。

2. 運行責任

カートの移動または停止、同乗者の乗降、その他のカートに関する事項は、係員が特に指導した場合を除き、運転者の責任に於いて、これを行う。

3. 安全運転義務

運転者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、あるいは施設に対する損害を及ぼさないような速度と方法により操作し、走行方法等(方向、速度、一旦停止等)の標識があるときは、これに従わなければならない。

4. 走行場所

カートは、所定のカート道路を走行すること。

5. 走行中の注意

走行開始の際運転者は、必ず他の利用者が着座していること、カート走行通路前方に人、障害物等が無いことを確認した上で走行すること。同乗者は、走行中は必ずアームグリップをに握り、通路幅の狭いところでは、カートか

ら身体、衣服、用具がはみ出ないように留意すること。

(飛距離の確認)

先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイス及びフォアキャディの合図如何に拘らず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球すること。

(打者への前方に出ない)

同伴プレーヤーは絶対に打者への前方へは出ないこと。

(隣接ホールへの打ち込み)

隣接ホールに打ち込んだ場合、又はその方向にボールが飛んでいった場合プレーヤーは、そのホールのプレーヤーに大きな声で合図をして危険を知らせること。

(待避)

後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に待避すること。

(プレーファースト)

進行上、前の組との間隔を開けないよう配慮すること。

(芝の保護)

グリーン上に出来たボールマークは、当該プレーヤーが責任を持って修復すること。

(ホールアウト後の退去)

ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ移動すること。

(雷鳴があった場合)

雷鳴があった場合等で危険を感じたとき、又はゴルフ場からの指示があった場合は直ちにプレーを中断し、待避所などの安全な場所へ避難すること。

(クラブ等の確認)

利用者がプレーを終了した場合、クラブ等を点検し、間違いがなければ確認のサインをすること。ゴルフ場では、確認後の不足、瑕疵等について一切の責任を負わないものとする。